

消 防 危 7 2 号  
令和5年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の公布について

製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和5年総務省告示第128号）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 改正内容に関する事項

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）により、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）において定める全域放出方式の二酸化炭素消火設備の基準が改正されたことに伴い、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第557号）第5条において引用する全域放出方式の二酸化炭素消火設備の基準のうち、消防法施行規則に新たに追加されたものについては義務化しないこととすること。

### 第二 施行期日に関する事項

改正告示は、令和5年4月1日から施行すること。

(連絡先) 消防庁危険物保安室 担当 : 竹村、伊藤 TEL : 03-5253-7524 E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
--

○総務省告示第二百二十八号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十八条の三の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百五十七号（製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目)</p> <p>第五条 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第五項(第一号、第二号の二、第四号イ(ハ)、第十三号イ、第十四号イロ)、第十六号イロ、第十七号ハ括弧書き並びに第十九号イ(ハ)及び(ホ)を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p>(全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目)</p> <p>第五条 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第五項(第一号、第二号の二及び第四号イ(ハ)を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。